

教育長の権限に属する事務の一部を小学校及び中学校の校長に委任する規程

平成24年11月20日

教委規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づく教育長の権限に属する事務の相楽東部広域連合立小学校及び中学校の校長（以下「校長」という。）への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育長が校長に委任する事務は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)第11条及び第12条に規定する扶養親族の認定に関すること。
- (2) 職員の通勤手当に関する規則(昭和33年京都府人事委員会規則6—11)第4条に規定する確認及び決定に関すること。
- (3) 職員の住居手当に関する規則(昭和45年京都府人事委員会規則6—33)第7条に規定する確認及び決定に関すること。

(協議)

第3条 校長は、前条の規定にかかわらず、重要な事項、異例であると認められる事項又は疑義のある事項については、教育長と事前に協議しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第2号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。